

本日ここに、第17回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

提案理由の説明を申し上げます前に、平成30年度の市政運営について所信の一端を申し上げ、皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

昨年12月に市長に就任し3か月が過ぎました。市政を預かる者として、新年度に向け、筑後市の更なる発展のため、諸施策の推進に気を引き締めて取り組む決意であります。就任の際にも申し上げましたが、「もっと住み続けたい筑後市」の実現に向けて、一つ一つの施策を丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、国の状況を見てみますと、これまでのアベノミクスによる施策の実施により、GDPは過去最大の549兆円に拡大し、企業収益も過去最高を記録しています。有効求人倍率は、40年ぶりの高水準で、2%程度の賃上げが4年連続で実現するなど経済の好循環が実現しつつあります。

政府は、経済の先行きについて、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとあり、併せてアベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、経済の好循環を更に加速させるように施策を実施していくとしています。

また、来年10月に引き上げる予定の消費税財源を活用し、若者から高齢者まで安心できる「全世代型」の社会保障制度へ大きく転換すると同時に、財政健全化も実現するとしており、この夏までに、プライマリーバランスの黒字化の達成時期及び裏付けとなる具体的な計画を示すとしています。

本市においても、国の取組と歩調を合わせ、取り組んでいかなければならないと考えております。

就任時にも申し上げましたが、行財政健全化に向けた第一歩

を踏み出すことが最重要課題であると捉えております。本市の単年度収支は4年連続で赤字が続いており、この状況を打開するためには、徹底した行財政改革を実行し、そして早急な財政の健全化と効率的な行政運営を確立しなくてはなりません。行財政健全化実施計画に沿って一步一步取組を進め、早期の財政状況の好転を目指してまいります。

また、平成30年度は、第五次筑後市総合計画の2年目、中間の年であります。私は、この計画もしっかりと継続して推進していきたいと考えております。計画の推進に当たっては、一体化させた「元気な筑後市 創造戦略」の主課題でもある少子化などの人口対策に重きを置きながらも、メリハリの効いた施策の推進にスピード感を持って取り組んでまいります。

市の財政状況は大変厳しい状況にありますが、市民の皆様「もっと住み続けたい」と思っただけの魅力ある筑後市を創るため、全力を尽くす所存であります。市民の皆様、議員の皆様には、これまで以上のご支援、ご協力をお願いするものであります。

それでは、平成30年度の新規事業や重点事業について、第五次筑後市総合計画の8つの政策ごとに私の考えを申し上げます。

まず、1番目の政策「安全で快適な生活を支えるまちづくり」について申し上げます。

水道事業については、安全な水道水を、災害時にも安定して供給できる施設の構築を目指し、北牟田配水場更新事業、老朽管更新事業を実施してまいります。

下水道事業については、都市基盤として公共性が高い事業ですが、これまで集中的に投資を行ってきた結果、多額の市債を抱えることとなり、その償還金が下水道会計のみならず、一般会計の硬直化を招いている状況にあります。

このような中、平成31年度から地方公営企業法を適用することで、経営状況を透明化し、経営基盤の強化・改善を行うため、法適用に向けた準備を進めてまいります。

昨年11月には、社会資本整備総合交付金を活用し、筑後市北部交流センター「チクロス」が一部開業し、防災倉庫等の建設も行ってきたところです。平成31年4月の全面開業に向け、多目的広場等の整備に着手してまいります。

また、土地利用の適正化、農業・商業・工業の更なる発展を目指し、社会情勢や市街地状況の変化に伴う都市計画等の見直しを進めてまいります。

道路事業については、国道209号の渋滞解消、歩道整備の促進を国に働きかけるとともに、市道欠塚新溝線や赤坂療養所線などの幹線的な市道整備及び通学路の安全対策を着実に推進してまいります。

また、道路や橋りょう等のインフラ施設の老朽化に対する維持修繕事業を計画的かつ効果的に実施し、長寿命化を図ってまいります。

水路事業については、円滑な排水対策及び生活環境の向上、農業用水の安定確保を目的として、維持管理の適正化を図ります。

また、県営集落基盤整備事業やクリーク防災機能保全対策事業をはじめとした県営事業や補助事業などを最大限に活用し、河川や水路等の計画的な整備を推進してまいります。

消防・救急体制の整備については、災害による市民の生命・身体・財産への被害を最小限に食い止めるため、職員の技術向上を図るとともに、持てる資器材を駆使し、市民満足度の高い消防行政の維持・推進を図り、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

また、市内各地域の自主防災組織や市内事業者が行う消防訓練や避難訓練等により、自助・共助に対する意識を高めてまい

ります。

2番目の政策「資源・環境にやさしいまちづくり」について申し上げます。

本市の豊かな自然環境を次の世代へ継承していくため、「美しい筑後を子どもたちへ」を合言葉に、市民、事業者、市が協働して、資源循環型社会の推進や環境保全に努めてまいります。

資源循環型社会の推進については、22分別に拡大したごみ分別の定着化を図るとともに、新たな分別方法の試行にも取り組みます。また、小学4年生を対象とした環境教育についても小学校と連携し推進してまいります。

市民との協働については、市独自の取組である「川と水を守る運動」等を引き続き実施してまいります。

また、水質環境の保全対策として、合併処理浄化槽の設置を推進してまいります。

筑后市衛生センターについては、長寿命化総合計画に沿った、計画的な整備を進めてまいります。

3番目の政策「豊かな暮らしを支え活力を生み出すまちづくり」について申し上げます。

まず、農業の振興について申し上げます。

本市では、農地の約7割が水田として利用されておりますが、平成30年度からは、これまで行政主導により実施されてきた米の生産調整を、生産者自らの判断で実施していくこととなります。引き続き生産者が安心して営農できるよう、環境整備に努めてまいります。

また、本市農業最大の担い手である22の農事組合法人に対し、持続可能な法人組織とするため、将来に向けた協議を進め、モデルとなる法人の選定、支援を行ってまいります。

併せて、将来の農業の担い手となる新規就農者の確保、育成

を図ることや、日本型直接支払制度を活用した農村集落の共同管理等による農地の維持と将来にわたる農村環境保全にも努めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

地域経済は依然として厳しい状況に置かれており、本市の経済を支える中小企業・小規模事業者の経営力強化に向けて、引き続き筑後商工会議所や地元金融機関と連携して取り組んでまいります。

また、交通・輸送条件に優れた立地特性など本市の優位性を活かした企業誘致活動を推進し、雇用の場の創出と財政基盤の強化を図ってまいります。

次に、観光の振興については、『恋のくに筑後』の知名度向上と観光入込客数の増加に向け、「第2次筑後市観光推進実施プラン」に沿って、筑後市観光協会等と連携した取組を進めてまいります。

また、集客力の高い「HAWKS ベースボールパーク筑後」を活用した周遊観光や着地体験型観光を促進することで、交流人口の増加や滞在時間の延伸による観光消費の拡大に向けて、福岡県や近隣市町と連携・協力し、取り組んでまいります。

4番目の政策「いきいきと健康なまちづくり」について申し上げます。

少子化対策については、市民の「希望出生率1.96」を早期に達成し、人口を維持することができる出生率2.07を目指し、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに精力的に取り組んでまいります。

子育て支援については、「筑後市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「子育ての喜びを感じられる筑後市づくり」を実現していくために、優先度の高い施策から着実に実行してまいります。

まず、喫緊の課題は、保育所や学童保育所の待機児童をゼロにすることです。仕事と育児が両立できる環境づくりを最重点施策として、待機児童ゼロに取り組みます。

また、保育人材の確保については、処遇改善や就労支援に加え、保育士の研修を行うなど、保育の質と量の確保に向け、様々な取組を積極的に進めてまいります。

学童保育事業については、羽犬塚小学校と二川小学校の学校施設を活用し、児童の受入枠の拡大を図ります。

健康づくりについては、第2次健康増進計画「よかよかちっご健康のまち21」の基本目標である健康寿命の延伸に向けた取組を推進してまいります。

特定健康診査やがん検診については、地域コミュニティとの連携により受診率の向上を図るとともに、保健指導により生活習慣病の発症予防及び重症化予防に努めてまいります。

筑後市立病院については、地域における中核病院の役割を果たすとともに、安定した経営の継続により第2期中期目標達成を求めてまいります。

高齢者福祉については、平成30年度から3年間の計画である第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて取組を進めてまいります。この計画は団塊の世代が後期高齢者になる2025年を見据えた計画として、今までに取り組んできた地域包括ケアシステムを更に強化するものとして位置づけ、特に要支援・要介護状態にならないための健康づくり、地域包括支援センターの機能強化、認知症に対する取組の3点を重点施策として取り組んでまいります。

介護保険事業については、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようサービス提供体制の充実を図るとともに、持続可能な制度の運営に努めてまいります。

障害児・障害者福祉については、相談事業、地域福祉活動支援事業を通して、障害者・障害児が支障を感じることなく生活

し、社会参加できる社会の実現を目指します。

また平成30年度には、31年度から8年間の筑後市の障害者施策の基本的な方向を定める「筑後市障害者基本計画」を策定いたします。

生活困窮者自立支援については、生活保護に至る前の生活困窮者を支援するため、自立相談を通して住宅確保給付金支給や生活困窮家庭の子どもへの学習支援に取り組んでまいります。

5番目の政策「創造性と豊かな心を育むまちづくり」について申し上げます。

教育施策については、筑後市教育大綱の目標であります「教育のまち・ちっご」～ちっごで育ち、ちっごを愛し、ちっごを育てる人づくり～を基本に進めてまいります。

学校教育については、新学習指導要領の内容も踏まえ「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を3つの柱として、基礎力・思考力・実践力を土台とした21世紀型能力の向上を図ることで、子どもたちが21世紀の社会をたくましく「生きぬく力」を身につけることを目指してまいります。

具体的には、英語教育の充実を図ってまいります。新学習指導要領の一部施行に伴い、外国語活動が小学校3年生からに前倒しされるため、外国語指導助手を現在の1名から3名に増員し、各学校に派遣いたします。

また、全小学校における35人以下学級編制や全中学校における基礎学力向上教員の配置を継続いたします。

児童生徒の不登校、いじめや家庭における児童虐待などの問題は、子どもの家庭環境など様々な要因が背景に存在しており、学校だけでは対応困難な場合があります。教育支援教室「スマイル」やスクールソーシャルワーカーによる子どもたちの支援、地域とともにある学校づくりの一環としてのコミュニティ・スクール事業等に取り組んでまいります。

学校施設整備については、学校施設の屋上防水工事や学校トイレの洋式化等を行い、施設の長寿命化と環境整備を図ってまいります。

社会教育においては、これからの地域社会を担う「人材育成」を施策の柱に据え、青少年の健全育成、生涯学習・生涯スポーツの推進、伝統文化・郷土文化の継承などに取り組んでまいります。

青少年健全育成では、次代を担う子どもたちの自立心や社会性を育むため、体験活動を中心とした各種育成事業を、市民ボランティアや家庭、地域、学校等の協力を得ながら進めてまいります。

生涯学習・生涯スポーツについては、地域活動や地域活性化に役立つ中央公民館講座の開催により、地域社会の担い手養成等に取り組めます。また、北部・中央・南部出張所講座の開催、自治公民館の自主活動支援などによって、市民の生きがいを支えてまいります。更には、健康志向の高まり等を踏まえたスポーツ教室や、スポーツを始めるきっかけづくり事業、福岡ソフトバンクホークスとの連携事業等にも取り組んでまいります。

筑後市北部交流センター「チクロス」においては、日常的な地域の交流施設、また市民の生涯学習・スポーツや健康づくり、介護予防などを支援する施設として活用を推進してまいります。

伝統文化・郷土文化の継承については、伝統行事や伝統技術の継承を支援するほか、山榎窩や欠塚古墳など史跡の保存・活用、船小屋ゲンジボタルの緊急調査事業にも引き続き取り組んでまいります。

図書館事業については、魅力ある資料の整備、図書ボランティアの育成及び活動支援、出張貸出し・宅配サービスなどによって読書活動を推進し、くらしとともにある、より身近な図書



館づくりを進めます。また、読書に親しむ子どもの育成を更に推し進めるため、次期「子ども読書活動推進計画」を策定いたします。

男女共同参画については、男女共同参画計画「ひろがり4」に基づき、男女が互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取組を推進いたします。

人権・同和教育については、人権尊重の理念についての正しい理解の定着と、差別のない、人権が守られる平等な社会の実現を目指し、人権教育・人権啓発を推進してまいります。

6番目の政策「協働によるまちづくり」について申し上げます。

校区コミュニティ協議会の推進については、引き続き支援を続けてまいります。先の議会でも申し上げましたように、今までとは支援の在り方を変えていく必要があると考えております。行財政健全化の視点も踏まえ、改めて各校区においてその取組について議論をお願いしたいと考えております。併せて、行政区をはじめ、地域への支援の在り方についても、行政区長会等と協議を行いながら、新たな形を見いだす1年にしたいと考えております。

広報・広聴については、広報ちくごやホームページ等を利用した、様々な媒体での広報・広聴の在り方を検討しながら、更なる情報発信に努めてまいります。併せて、市が発行している刊行物の在り方も検討してまいります。

次に、防災対策については、被災地になった場合の受援計画の作成や、浸水想定区域内に存在する高齢者施設などに対し、施設ごとの防災計画作成と防災訓練の実施が義務化されたため、それらにも対応する必要があります。

また、地域防災力の強化を図るため、消防団への加入促進、装備の充実や、市内全域で設立された自主防災組織の充実強化、

避難行動要支援者への避難行動支援の拡充などを進めてまいります。

これら防災対策の強化及び地域との協働推進を図るため、地域支援課を防災安全課と協働推進課に分ける組織機構の体制強化を図り、新たな体制で推進してまいります。

7番目の政策「人を呼ぶまちづくり」について申し上げます。

ここ数年の本市の住民基本台帳による人口推移は、出生者数及び死亡者数で表す自然動態は均衡状態にあり、転入者数及び転出者数で表す社会動態は若干ではありますが増加傾向にあり、全体としては微増状態にあります。

ただし、近隣自治体のほとんどが人口減少している状況下で、本市だけこの微増傾向が続くという楽観はできませんので、定住促進に効果的な取組を継続し、あるいは新規施策等を検討し、様々な定住促進施策を推進することで、人口減少に歯止めをかけ、筑後市の発展、地域の活性化に向けて取り組みます。

8番目の政策「持続と発展を可能とする市政運営のために」について申し上げます。

情報化の推進と管理については、マイナンバー制度の本格運用に伴い、情報漏えい防止のため、技術的な対策の強化に加え、職員の危機管理意識の醸成に努める一方で、住民の利便性向上につながるサービスの利用促進を図ってまいります。

全国的にも大きな問題となっている公共施設及び社会資本の老朽化は、本市においても例外ではなく、その多くが更新の時期を迎えつつあります。そのため、昨年度に策定した「公共施設等総合管理計画」に沿った公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進め、財政負担の軽減平準化、公共施設配置の最適化に努めてまいります。

特に、昨年度に基本構想の検討を行った本庁舎の建て替えに

つきましては、今日の財政状況や耐震診断結果等を踏まえた老朽化対策の必要性から、建て替えスケジュールなどを再検討してまいります。

人口減少社会の到来により税収の減少が懸念され、一方で、少子高齢社会や公共施設の老朽化等への対応による歳出拡大が見込まれる中、今後の財政運営は、財政基盤の強化とともに、より一層の事業の選択と集中による歳出改革等が必要となります。また、市税収入確保のため、徴収技術の向上や納付環境の充実を図り、更なる収納率の維持向上を図る必要があります。

そのため、「筑後市行財政健全化実施計画」に基づき、将来的な行財政運営を見据えた取組を着実に進めてまいります。

これらの政策・施策等を着実に実施するため、今年度の市内部の全体目標を「新たな創造、新たな挑戦」と定め、各職場でもこれに沿った目標を立てて取組を始めています。また、より一層効率的で機能的な組織体制を構築し、意欲と創造力・実行力を兼ね備えた職員を育成することによって、市民から信頼される市政運営を実現してまいります。

以上、平成30年度の市政運営について所信の一端を申し上げましたが、「もっと住み続けたい筑後市づくり」のため、今後とも全力を傾注してまいりますので、市民の皆様、議員の皆様には、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第1号から議案第32号まで並びに報告第1号及び第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 筑後市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、これまで年2回、半年分ずつ交付していた政務活動費を、年に1回、1年分を一括

して交付するよう改めるものであります。

議案第2号 地方独立行政法人筑後市立病院評価委員会条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方独立行政法人法の改正により、評価委員会が担う事務が変更されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 筑後市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院規則に準じ、再度の育児休業を認める際の要件等を改正するものであります。

議案第4号 筑後市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国家公務員の制度内容に準じ、55歳を超える職員に関する給料の特例減額措置の廃止及び住居手当の支給基準の見直しを行うものであります。

議案第5号 筑後市長、副市長及び教育長の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定につきましては、市長選挙時の公約に基づき、市長の退職手当を削減するものであります。

議案第6号 筑後市退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国家公務員退職手当法の改正内容に準じ、退職手当の支給水準を引き下げるものであります。

議案第7号 筑後市税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法施行規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 筑後市手数料条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、消防法関係手数料の一部を改正するものであります。

議案第9号 筑後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の資産割を廃止し、所得割額と後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の改正を行うものであります。

議案第10号 筑後市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正された高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく住所地特例の適用に伴い、保険料を徴収すべき被保険者について改正を行うものであります。

議案第11号 筑後市介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、3年ごとに見直しを行っている介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から32年度までの介護保険料率等を定めるものであります。

議案第12号 筑後市公園条例の一部を改正する条例制定につきましては、都市緑地法等の改正に伴い、これまで国が一律に定めていた都市公園の運動施設率の基準を地方公共団体の条例で定める必要が生じたために、改正するものであります。

議案第13号 筑後市教育研究所設置条例の一部を改正する条例制定につきましては、教育研究所の事業として、教育に関する相談業務と教育支援教室「スマイル」が行っている不登校児童生徒の学校復帰のための支援業務を明記するものであります。

議案第14号 筑後市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、福岡県教職員の特殊勤務手当の改定に伴い、特殊勤務手当を改定するものであります。

議案第15号 筑後市北部交流センター条例の一部を改正する条例制定につきましては、平成29年度末に完成する防災倉庫の2階防災拠点会議室を、平常時には生涯学習のための工作室として貸し出すため、その使用料金等について定めるものであります。

議案第16号 山榎窩歴史交流施設条例の制定につきましては、山榎窩と、隣接地に整備を進めている歴史交流館を、観光や地域活性化の資源として活用していくため、両施設の一体

的な管理運営方法等について定めるものであります。

議案第17号 筑後市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定につきましては、納入義務者に対する督促状の発出に係る事務手続等について、関係条文の整備を行うものであります。

議案第18号 平成29年度筑後市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正予算は、5億4,198万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を203億5,560万6千円とするものであります。

歳出予算の主なものについて申し上げます。

第2款 総務費の特別職人件費は、副市長の不在期間に係る給料及び共済費を減額するものであります。

職員人件費については、退職者の増加により退職手当額を増額するものであります。

公共施設耐震化に要する経費は、入札による委託料の減額であります。

ふるさと筑後市応援寄付に要する経費は、今年度の寄附見込総額が1億2,900万円から1億4,100万円程度に増加する見込みとなり、基金への積立金や寄附に対する返礼品経費等を増額するものであります。

防災に要する経費は、来年度の補助事業を活用し、安全安心マップを作成することとしたため、今年度予算の印刷製本費を減額するものであります。

国県支出金等返還金は、平成27年度及び28年度臨時福祉給付金補助金の精算に伴い、補助金の返還が生じたため増額するものであります。

第3款 民生費の国民健康保険特別会計繰出金は、平成29年度の地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税軽減制度が拡充されたことに伴い、繰出金を増額するものであります。

す。

児童福祉施設等助成金は、幼保連携型認定こども園の施設整備について、国の交付基準額の見直し及び保育定員の拡充により、補助金を増額するものであります。

第6款 農林水産業費の筑後市元気な農業づくり推進事業に要する経費は、補助金支給予定額の一部に不用額が生じたため、減額するものであります。

水田農業構造改革対策事業に要する経費は、福岡八女農業協同組合の穀類乾燥調製貯蔵施設（筑後カントリーエレベーター2号機）整備事業が、新たに国の交付金事業に採択されたため、補助金を交付するものであります。

園芸作物振興に要する経費は、事業費減に伴い、補助金を減額するものであります。

水利施設管理に要する経費及び集落基盤整備事業に要する経費は、県事業費の確定に伴い、市町村負担金を減額するものであります。

筑後川下流域土地改良事業に要する経費は、国の経済対策により、県営事業の前倒し実施が決定されたため、クリーク防災機能保全対策事業費負担金を増額するものであります。また、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金は、県事業の確定に伴い、市町村負担金を減額するものであります。

第8款 土木費の道路新設改良事業に要する経費は、社会資本整備総合交付金の確定に伴い、狭あい道路整備等促進事業関係の事業費を減額するものであります。

社会資本整備総合交付金事業に要する経費は、同交付金の確定に伴い、事業費を減額するものであります。

筑後市社会資本総合整備事業（拠点形成事業）に要する経費は、北部地区防災拠点施設等整備事業において、入札等による事業費の確定に伴い、工事請負費を減額するものであります。

公営住宅ストック総合改善事業に要する経費は、鶴田団地改

修工事において、入札等による事業費の確定に伴い、委託料及び工事請負費を減額するものであります。

第10款 教育費の奨学事業に要する経費は、受領した寄附金を活用し、筑後市奨学会への補助金を増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、国県支出金、寄附金、繰越金等を充てております。

繰越明許費については、私立保育所等施設整備費助成事業など7事業で、年度内に完了が見込めないため繰り越すものであります。

議案第19号 平成29年度筑後市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正予算は、国民健康保険税軽減制度の拡充により、一般会計繰入金の国民健康保険基盤安定分を増額するものであります。

議案第20号 平成30年度筑後市一般会計予算について申し上げます。

まず、平成30年度の国の予算及び地方財政対策について申し上げます。

国の財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも増加が見込まれ、また国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き厳しい状況となっております。

平成30年度予算は、「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度と位置づけられ、この計画に掲げる歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、予算編成がなされております。

この結果、国の一般会計予算規模は、前年度比0.3%増の97兆7,128億円、基礎的財政収支対象経費は、0.7%増の74兆4,108億円、公債金は、2.0%減の33兆



6, 922億円となっております。

平成30年度地方財政対策については、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、子ども・子育て支援等の社会保障関係費や、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円等の歳出を計上することなどにより、前年度比0.1%増の6兆1,159億円と平成29年度地方財政計画を上回る水準が確保されました。

地方交付税は前年度比2.0%減の1兆85億円、臨時財政対策債も1.5%減の3兆9,865億円となりました。

また、歳出特別枠は、平成26年度から行ってきた平時モードへの切り替えが進められ、公共施設等の老朽化対策などの歳出を確保した上で廃止されました。

本市の平成30年度当初予算については、行財政健全化の取組を最優先に、また、第五次筑後市総合計画に基づく8つの政策を着実に推進することを基本に編成いたしました。

この結果、一般会計予算の歳入歳出総額は、前年度比2.2%減の187億4,000万円となっております。

歳出の主な増減は、義務的経費のうち人件費が定年退職者の減少等により5,890万9千円の減、扶助費は施設型・地域型保育給付費等の増により1億9,332万5千円の増、公債費は254万2千円の増となりました。

普通建設事業費は、保育所整備補助事業の終了やサザンクス筑後改修事業費の減などにより4億2,620万6千円の減、繰出金は、介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金及び下水道事業特別会計繰出金の減などにより8,994万7千円の減、補助費等は、八女西部広域事務組合負担金の増などにより7,278万円の増となっております。

歳入のうち、市税は市民税及び固定資産税の増額が見込まれることにより1億4,474万8千円の増、地方交付税は地方財政対策等を踏まえて3,400万円の増、国庫支出金は保育

所等整備交付金などの減により 3 億 7, 5 3 7 万 1 千円の減、県支出金は公的介護施設整備補助金等により 1 億 2 6 4 万 4 千円の増、市債は 1 億 6 5 万 3 千円の増、繰入金は 3 億 3, 2 1 8 万円の減となっております。

以下、歳出の各款にわたり、主な経費について申し上げます。

第 1 款 議会費につきましては、市議会の運営に必要な経費を計上しております。今回、電子採決の導入にあたり、議場音響映像システムに機能を追加するための委託料を計上しております。

第 2 款 総務費について申し上げます。

庁舎管理に関しましては、本庁舎の老朽化した設備等、継続使用に必要な調査・設計委託料及び長寿命化のために必要な東庁舎の空調設備の改修工事等の費用を計上しております。

ふるさと筑後市応援寄付については、返礼品代、郵送料、専用サイトの手数料等を計上しております。また、受納した寄附金については基金に積み立てます。

また、第六次筑後市総合計画の策定に係る委託料等を計上しております。

地方創生や定住促進については、地域おこし協力隊の活動経費、福岡市や関東圏などの都市部に本市の魅力を発信するための費用等を計上しております。

ホークスファーム連携事業推進については、ファーム公式戦の際に、筑後市の P R や市民向けにファンサービスを実施するための経費や、「青少年育成野球教室」、「ホークス選手歓迎のつどい」等、球団と連携した地域活性化事業費のほか、筑後市スポーツ施設誘致条例に基づき交付する奨励金等を計上しております。

情報化の推進については、情報セキュリティ対策維持経費、社会保障・税番号制度に係るシステム利用負担金等を計上しております。

男女共同参画の推進については、啓発のための講演会や講座などの事業に要する経費及び女性相談事業の経費を計上しております。

市民との協働のまちづくりについては、校区コミュニティ協議会運営費補助金を計上しているほか、行政区活動補助金、ボランティア団体・NPO支援事業等の経費を計上しております。

なお、校区コミュニティ協議会運営費補助金については、交付額を1割削減し計上しております。

安全・安心なまちづくりの取組については、防災安全課を設置することに伴い、災害や防災に関する専門的な知識を有する職員を任用するための人件費をはじめ、関係経費を計上しております。

指定統計調査費について、主なものとしては、住宅・土地統計調査の本調査の年となっているため、調査員報酬など調査に要する経費等を計上しております。

第3款 民生費について申し上げます。

地域福祉については、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会への支援等、障害者福祉については、地域生活支援事業に要する経費や障害者自立支援給付費等、また生活保護費等を計上しております。

高齢者福祉については、地域における高齢者の居場所づくりを進めるため、集いの場となるような公民館などの地域活動施設整備補助事業や、地域活動支援補助事業を実施します。

また、一人暮らし高齢者が安心して生活できるよう緊急通報システムやホームヘルプサービス、ショートステイ等の生活支援事業を実施するための経費等を計上しております。

人権・同和対策については、あらゆる人権問題の解決を図るための講演会や、講座などの経費を計上しております。

子育て支援については、子育てと仕事の両立を支援するための教育・保育給付等事業に要する経費、学童保育事業に要する

経費、病児一時預り事業に要する経費や、子育て支援拠点施設事業に要する経費のほか、子育ての経済的支援のための児童手当、児童扶養手当、子ども医療に要する経費等を計上しております。

また、保育所の待機児童の解消を目指して、保育の量を確保するための保育所等施設整備費補助金と、児童の安全確保のための筑後学童保育所の耐震補強工事に係る経費等を計上しております。

第4款 衛生費について申し上げます。

健康増進事業については、新たに実施する歯周疾患検診などの経費を計上しております。

また、自主的な健康づくり推進のための健康ポイント事業、予防接種事業、母子保健事業に係る経費等を計上しております。

病院評価委員会事業については、事業年度評価や中期目標策定などにおける意見聴取に係る病院評価委員会の経費を計上しております。

環境施策については、廃棄物の適正処理に要する経費とともに、ごみの減量化を目指し、生ごみ処理容器の普及や資源ごみ分別回収経費、川と水を守る運動に要する経費、環境教育人材育成事業、環境フェスタに要する経費等を計上しております。

また、し尿処理場の運営については、筑后市衛生センターの安定稼働と効率的な処理に要する経費を計上しております。

第5款 労働費については、シルバー人材センター運営補助金、若年者専修学校等技能習得資金等の経費を計上しております。

第6款 農林水産業費について申し上げます。

農業振興については、水田農業振興のための推進事業補助金、農事組合法人等に対する大型機械導入補助金、新規就農希望者の研修期間及び就農後の生活安定を図るための給付金などの各種施策や、農村環境を守るための日本型直接支払制度交付金

等を計上しております。

水路関係の施設整備については、前津地区の農村環境整備事業、馬間田地区の水路改良事業等の経費を計上しております。

第7款 商工費について申し上げます。

商工業振興については、中小企業資金融資制度の貸付金などの金融対策費、市内各商店街が取り組むイベント等を支援するための補助金、商工会議所が発行するプレミアム商品券に対する補助金のほか、市内での創業を支援する創業者支援補助金等を計上しております。

企業誘致の推進については、企業に対する営業活動経費、筑後市の立地環境や空き用地等を紹介するパンフレットの製作費を計上しております。

観光振興については、第2次筑後市観光推進実施プランに基づく観光プロモーション事業費、筑後船小屋観光案内所運営委託料、筑後市観光協会補助金、川の駅船小屋恋ぼたる指定管理料等を計上しております。

第8款 土木費について申し上げます。

道路や河川等の整備や維持管理は、年次計画により継続して取り組みます。

道路事業については、市道欠塚新溝線、赤坂療養所線などの幹線的な市道の改良事業の経費を計上しております。

また、危険度の高い通学路を年次計画により整備し、児童生徒の安全対策と道路利用者の利便性向上につなげてまいります。

このほか、狭あい道路整備等促進事業、市道の新設改良費及び道路維持補修費などを計上しております。

河川改良については、長浜地区の市営河川花田川改良工事や水田地区の市営河川新川の補修工事、維持管理に必要な工事請負費を計上しております。

都市計画費については、都市計画等の見直しに関する委託料

を計上しております。また、筑後市北部交流センター「チクロス」については、多目的広場等の整備に必要な経費を計上しております。

交通対策については、地域バス路線維持のための補助金、コミュニティ自動車貸与事業の経費等を計上しております。

第9款 消防費について申し上げます。

歳出の主なものとして、消防学校入校負担金や福岡県消防操法大会関係費用、筑後地域消防指令センターの運営負担金を計上しております。

また、老朽化している梯子車及び救急車の購入費用を計上しております。

第10款 教育費について申し上げます。

英語教育の充実等のため、外国語指導助手を増員するための経費及び少人数学級対応の教員配置と基礎学力向上教員配置の経費等を計上しております。

また、スクールソーシャルワーカー、教育支援教室「スマイル」指導員、不登校児童生徒支援事業指導員等の経費を計上しております。

学校の施設整備については、屋上防水工事や学校のトイレの洋式化のための費用を計上しております。

社会教育については、第3次筑後市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習等の推進に取り組みます。そのための経費として、まちづくり出前講座や生涯学習人材バンクの活用、筑後市美術展開催、図書館運営などに係る経費を計上しております。

青少年健全育成事業については、友愛キャンプ、通学合宿、エンジョイ広場、放課後子ども教室などの経費を計上しております。

公民館費については、施設の維持管理経費のほか、人材育成、仕事と家庭の両立等の支援講座に係る経費や、北部・中央・南部出張所での生涯学習、生きがいつくり支援のための講座に係

る経費などを計上しております。

社会体育事業については、ちっごスポーツフェスティバル、ちっごマラソン大会及びスポーツ教室などの経費を計上しております。

社会教育及び社会体育施設の維持・管理については、水田コミュニティセンター、筑後市郷土資料館、サザンクス筑後及び窓ヶ原体育館の指定管理料等を計上しております。

さらに、筑後市北部交流センター「チクロス」拠点施設を生涯学習・生涯スポーツ、健康づくり活動等の場として活用していくための管理運営費も計上しております。

また、県指定史跡「山榎窩」については、その歴史的価値等を市内外にPRしていくための施設管理運営費等を計上しております。

人権・同和教育では、人権を尊重する意識を高めるため、講演会やセミナーなどの経費を計上しております。

第11款 災害復旧費については、農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費などを計上しております。

第12款 公債費については、市債の元利償還金、事務費及び一時借入金利子を計上しております。

第13款 予備費については、1,000万円を計上しております。

歳入の主なものは、市税61億2,810万5千円、地方交付税33億7,400万円、国庫支出金30億7,050万2千円、県支出金17億5,873万円、繰入金5億5,399万円、市債13億9,095万3千円であります。

債務負担行為については、人事情報総合システム利用料ほか、10件であります。

議案第21号 平成30年度筑後市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険の制度改革により、平成30年度からは県が財

政運営の責任主体となるため、予算の内容も変わります。

主な改正点は、保険給付に要した費用は全て県が市町村に交付することになり、また、市町村は、県が医療給付費等の見込みを立て、医療費水準と所得水準を考慮して決定する国民健康保険事業費納付金を県に納付することとなります。

平成30年度の予算総額は、前年度比18.5%減の、56億5,412万2千円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が前年度比6%減の39億5,922万1千円、平成30年度から新たに設けられた、国民健康保険事業費納付金が15億1,368万2千円となっております。その他、保健事業費、財政調整積立基金積立金などを計上しております。

これらの財源としては、国民健康保険税10億8,051万4千円をはじめ、県支出金及び繰入金などを充てております。

議案第22号 平成30年度筑後市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

後期高齢者医療制度の医療費については、福岡県後期高齢者医療広域連合が負担しますので、後期高齢者医療特別会計では、保険料徴収など市が行うべき事業に必要な予算を計上しております。

平成30年度の予算総額は、前年度比2.2%増の6億9,026万9千円となっております。

制度発足時における激変緩和措置として実施されてきた、国の予算による保険料軽減特例措置が、平成29年度以降段階的に縮小されていること等に伴い、保険料現年分が前年度比0.4%増となっております。

歳出のほとんどは福岡県後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度比1.1%増の6億4,751万4千円、総務費として、職員人件費など前年度比23.3%増の3,923万5千円を計上しております。



これらの財源としては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを充てております。

議案第23号 平成30年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について申し上げます。

予算総額は、前年度比1.8%増の41億2,846万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が前年度比0.9%増の37億1,372万2千円となっております。

地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業で新規に「訪問型サービスA」を実施します。

また、地域デイサービス・さんかく塾など地域と一体となった一般介護予防事業について、新たにリハビリ専門職の臨時職員を雇用し、地域活動への技術的支援を強化します。

その他、在宅生活支援のための給食サービスやSOSネットワーク運営事業、権利擁護事業、生活支援体制整備事業などの経費を計上しております。

これらの財源としては、第1号被保険者保険料、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを充てております。

議案第24号 平成30年度筑後市介護保険特別会計（地域包括支援センター事業勘定）予算について申し上げます。

予算総額は、前年度比5.1%増の4,172万3千円となっております。

平成30年度は、システムサーバの交換を予定しております。

地域包括支援センター事業勘定については、高齢者の総合相談をはじめ、指定介護予防支援事業所として介護予防サービス計画を作成するとともに、総合事業対象者のケアマネジメント作成に要する経費などを計上しております。

これらの財源としては、介護予防サービス計画費収入、介護予防ケアマネジメント費収入、一般会計繰入金などを充てております。

議案第 25 号 平成 30 年度筑後市市営住宅敷金管理特別会計予算につきましては、市営住宅入居時に預かる敷金の管理に要する経費を計上しております。

議案第 26 号 平成 30 年度筑後市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、事業運営に要する経費を計上しております。

議案第 27 号 平成 30 年度筑後市下水道事業特別会計予算について申し上げます。

平成 30 年度の下水道事業は、羽犬塚、野町、長浜地区において、開削工事 2,985 m、推進工事 230 m 及び舗装復旧工事を計画しております。

歳入については、受益者分担金及び負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等を計上しております。

歳出については、下水道の事務管理費として一般管理費、公共下水道の施設整備費及び流域下水道事業に係る建設負担金等として下水道整備費、汚水処理費用に係る費用である維持管理負担金等の維持管理費を計上しております。

議案第 28 号 平成 30 年度筑後市地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計予算について申し上げます。

歳出については、筑後市立病院における医療器械器具整備等について、市債を発行した上で、市立病院に対する貸付金を計上しております。

また、公債費については、地方独立行政法人移行前に発行した病院事業債及び移行後に筑後市立病院に貸し付けるために発行した病院事業債の元利償還金並びに一時借入金利子などであります。

歳入については、市債及び筑後市立病院からの貸付金返済金、元利償還金負担金などを計上しており、予算総額 5 億 4 3 4 万 2 千円となっております。

議案第 29 号 平成 30 年度筑後市水道事業会計予算につ

いて申し上げます。

水道加入者は僅かではありますが増加しており、有収水量も増加しております。今後も水道水の安定供給と、経営的視点での事業運営に努めてまいります。

平成30年度の主な事業として、水質・配水圧の保全及び未整備地区解消のための管網整備事業及び災害時にも安全な水道水を安定して供給できる施設を構築するための老朽管更新事業、北牟田配水場の耐震化事業を実施することとしています。

議案第30号 市道路線の廃止につきましては、現況の道路形状に合わせて再認定するため、2路線の廃止を行うものであります。

議案第31号 市道路線の認定につきましては、都市計画法に基づく開発行為により新設された道路の路線認定等、3路線の認定と3路線の認定変更を行うものであります。

議案第32号 地方独立行政法人筑後市立病院定款の変更につきましては、地方独立行政法人法の改正により、監事の任期を理事長の任期に対応して定めることにされたため、これまでの任期2年を4年に改正するものであります。

報告第1号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、筑後中学校の部活動中に、顧問が打ったボールがフェンスを飛び越え、走行してきた車のバックミラーに衝突し、損害を与えたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので報告するものであります。

報告第2号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、契約管財課職員が大牟田市内の工場視察のためマイクロバスを運転中、工場敷地内で転回しようとして後退した際、計量器ポスト柱に接触し、装置の機能に損害を与えたもので、その賠償金について相手方と合意し、損害賠償の額を専決処分したので報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。